

# よこはま都市消防



## 記事

○ **特別寄稿**

阪神・淡路大震災から 20 年 ～市街地火災への警戒心をあらたに～  
東京理科大学大学院 国際火災科学研究科 関澤 愛

○ **横浜消防トピック119**

初期消火器具の普及啓発事業 ～自助共助による地域消火力の向上～  
横浜市消防局予防部予防課

○ **事務局だより**

平成 26 年度防災功労者表彰

○ **横浜市防火防災協会からのお知らせ**

# 阪神・淡路大震災から20年

—市街地火災への警戒心をあらたに—

東京理科大学大学院 国際火災科学研究科 関澤 愛

## ◆はじめに……はや薄れかける阪神・淡路大震災の記憶

2015年は、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の20周年にあたる。10年ひと昔といわれるが、すでにふた昔も経過したことになる。最近では、大学での講義中に阪神・淡路大震災のことを語っても、学生たちに直接の記憶はなく何か遠い昔話を聞いているような表情であるのに気がついて、こちらが拍子抜けすることがある。確かに、20年という年月は一世代変わることの意味するし、災害の記憶がこのようにして薄れていくことにはやむを得ない面もあろう。しかし、災害経験と教訓の継承の重要性があらためて認識されたのはわずか4年前の東日本大震災であったはずだ。

20年というのは地震のような自然災害という現象を捉える時間の流れからいえば、つい最近の事象というべきである。現代の大規模都市で起こった都市直下地震の典型的事例であり、地震時における市街地火災のリスクが現実のものであることを知らしめた阪神・淡路大震災の記憶や教訓を伝え続けることは、近い将来起きる可能性のある南海トラフ地震や首都直下地震などに備える意味でも極めて重要である。本稿では、阪神・淡路大震災によって発生した火災について、その出火、延焼、消防活動の実態<sup>1)</sup>について記憶を新たにするとともに、今後の市街地火災リスク軽減に向けての課題について述べる。

## ◆阪神・淡路大震災において顕在化したガス漏れ火災や通電火災

阪神・淡路大震災が発生したのは、冬の朝5時46分という、多くの人はまだ就寝中であり、火気を使う朝食の準備もあまり始まっていない時間帯であった。図1は、この地震の発生当日から3日間(1月17日～19日)の出火原因別・時間帯別出火件数を示したものである。原因不明を除くと、電気器具・配線等の電気関係からの出火が多くを占めている。発生時間経過別に特徴をみると、地震直後の6時までの火災や、6時から7時までの火災の出火原因では、ガス器具・ガス漏洩、電気器具・配線、一般火気・薬品の火災が比較的多いものに対して、当日の7時以降、あるいは18日以降になると、一般火気・薬品やガス器具・ガス漏洩による出火件数は急速に減少する一方で、電気器具・配線の火災が実数および割合とも増加し、不明を除く火災原因の主要部分を占めていることがわかる。これらの出火原因の多くは、地震でいったん停電した後、再通電した際にONになっていた電気ストーブや転倒・落下して剥き出しになった鑑賞魚用ヒーターなどが周辺の可燃物を熱して出火に至った事例などである。

これらは“通電火災”と呼ばれ、阪神・淡路大震災以降、大変注目されるようになった。総じて阪神・淡路大震災では従来の地震火災原因として知られてきた一般火気や薬品による火災が相対的に少なく、ガス配管破損に伴うガス漏洩に起因する火災や再通電に伴う火災発生など、季節や時間帯にあまり関係なく発生すると思われる出火原因が多かったことが特徴である。

現在、内閣府等の国の関係機関は、有識者による検討会を経て、最近の地震火災の出火原因の半数を占める電気火災の発生防止を図るために、感震ブレーカー等の効果に着目し、その普及への努力を始めている。その点で、横浜市は既に全国に先駆けて感震ブレーカー等の補助事業を開始しており、模範となる取り組みを行なっている。ぜひとも、これは先進的な取り組みとして継続してもらいたい。

次に、地震動の強さと同時多発火災発生状況の関係を知るために、阪神・淡路大震災で発災直後に発生した小火も含めた火災（17日の午前7時までに発生した火災）について、神戸市各区および阪神間の兵庫県下各市における10万世帯当たり出火件数と当該地区の建物全壊率との関係をみたものが図2である。この図から出火率と建物全壊率（地震動の強さの代替指標）には非常に高い相関が認められる。およそ、全壊率が10%だと出火件数は1万世帯に1件、20%だと2件となっている。このように相関が高いことは、出火原因として多かった電気火災やガス漏れに起因する火災などが家屋の破損や倒壊、即ち地震動強さと因果関係が深いことを示唆している。

もちろん、火災は倒壊した家屋からだけ発生しているのではなく、家屋の損害がなくても火気や家具の転倒等に起因して発生している場合も多いので、「住宅の耐震化＝出火防止」という単純な図式で防火対策を語ることは正しくない。しかしながら、ガス配管の破損や電気配線へのダメージという視点から火災リスクをみれば、やはり住宅の耐震化は間接的には出火リスクの低減に寄与するであろうし、ましてや家屋倒壊による圧死や負傷の予防、道路閉塞の予防、ひいては消防活動にも役立つので、おおいに推進すべき対策であることは間違いない。

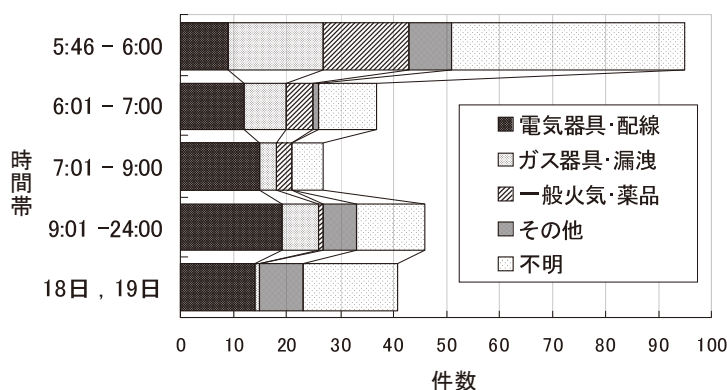


図1 阪神・淡路大震災での出火原因別・時間帯別出火件数（地震発生当日から3日間の火災について）

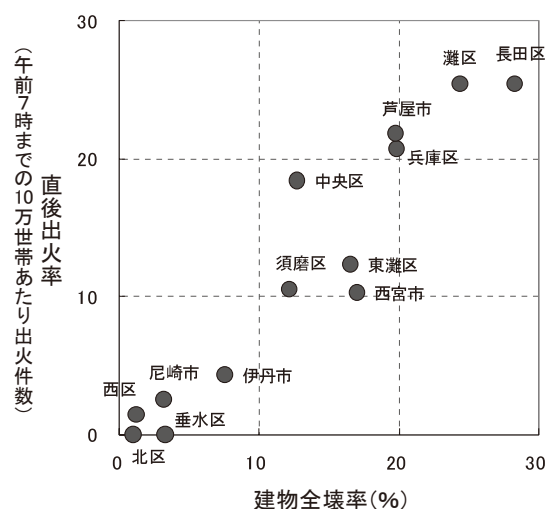


図2 阪神・淡路大震災時の市区別の建物全壊率と直後出火率



## ◆市街地条件と延焼危険

芦屋市、西宮市は、図2をみると建物全壊率ならびに直後出火率ともにそれぞれ兵庫区、東灘区とほぼ同程度であり、出火率そのものは決して低くなかったことがわかる。しかし、これら2つの市における焼損棟数は兵庫区、東灘区と比べてきわめて小さいのである。この理由としては、一つには両者における木造率や建物密集度（平均隣棟間隔等）など延焼危険性に関わる市街地条件の差が挙げられる。図3は、神戸市内の被災地域各区と西宮市、芦屋市について、阪神・淡路大震災における平均火災規模（火災1件当たりの平均焼損棟数）と、それぞれ平均木造率および平均隣棟間隔（小さいほど街区の密集度が高い）との関係を示したものである。

これをみると、一般的にそれぞれ右上がり、および右下がりの傾向がみられるが、西宮市や芦屋市は神戸市内の兵庫区や東灘区と比べると、木造率および隣棟間隔のどちらの指標についても延焼危険性の小さい方に位置していることがみてとれる。そして、大規模延焼火災が集中した長田区は、木造率および平均隣棟間隔のいずれの指標についても、延焼危険上最も不利な条件にあったことがわかる。ところで、図3で西宮市は、須磨区と木造率、平均隣棟間隔がほぼ同じでありながら、平均延焼規模では1/10以下となっている。このような火災被害を左右したもう一つの重要な要因が、実は同時多発火災に対する消防力なのである。

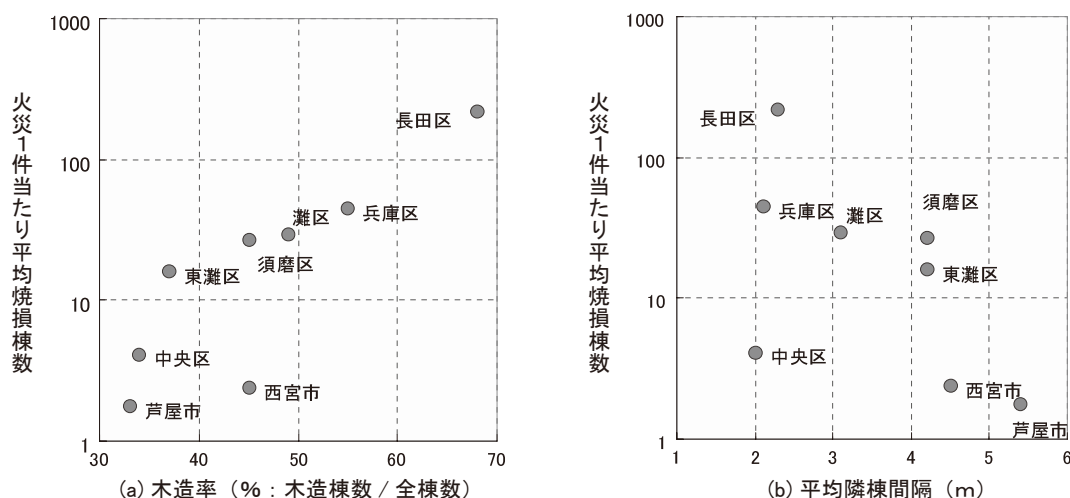


図3 市区別にみた火災1件当たり平均焼損棟数と木造率、平均隣棟間隔との関係

## ◆阪神・淡路大震災時の消防活動からの教訓

地震時の消防機関による消防活動の成否と火災被害の様相を左右するのは、地震直後における同時多発火災発生件数と、これに対する消防署管内における初動時の消防活動能力、すなわち直ぐに出動できる消防ポンプ車数とのバランスである。問題は、そのバランスが消防力劣勢に傾き始めるのはどのような条件かということである。

平常時には、同じ地域で同時に火災が多発することは連続放火以外にはきわめてまれであり、通常は第一出場でも火災に対して多数の消防車がかけて、圧倒的優勢の消防力により火災初期のうちに消火することが可能である。しかし、大規模地震時に、もし現有の消防車数を上回る火

災件数が発生すると、当然全ての火災に対応できないため、火災件数に対して消防力が劣勢となり、一部の火災は否応なしに延焼してしまう。このような事態が、実際に、阪神・淡路大震災時の神戸市で発生した。

表1は、神戸市、西宮市、芦屋市において、地震当日の17日午前7時までに発生した建物火災状況とこれらに対する初動時の消防活動条件をまとめたものである。神戸市では7時までに、地震直後に出動可能であった40の消防ポンプ車隊数を上回る63件の同時多発火災が発生していた。

表1 神戸市、西宮市、芦屋市における初動時の火災発生状況と消防活動条件

| 市 区 | 管轄域内<br>世帯数 | 全焼損<br>棟数 | 火災1件<br>当たり<br>平均焼<br>損棟数 | 17日7:00までに出火した建物火災* |                        |                 | 地震直後に<br>出動したポン<br>プ車数(可能<br>だった隊数) | 消火栓使用<br>の可否状況 | 防火水槽の<br>数(公+私) |
|-----|-------------|-----------|---------------------------|---------------------|------------------------|-----------------|-------------------------------------|----------------|-----------------|
|     |             |           |                           | 出火件数                | 1000㎡以上焼損<br>の件数、割合(%) | 1棟火災<br>( )内はRC |                                     |                |                 |
| 西宮市 | 163,785     | 90        | 2.4                       | 16                  | 2 (13%)                | 7 ( 3)          | 21**                                | 使用不能           | 927             |
| 芦屋市 | 33,906      | 23        | 1.8                       | 7                   | 0 ( 0%)                | 5 ( 4)          | 8**                                 | 使用不能           | 60              |
| 神戸市 | 581,700     | 7,326     | 53.5                      | 63                  | 37 (54%)               | 17 (15)         | 40                                  | ほぼ使用不能         | 1,303           |
| 東灘  | 77,000      | 367       | 16.0                      | 9                   | 4 (44%)                | 3 ( 3)          | 5                                   | 最長2時間          | 38              |
| 灘   | 55,000      | 559       | 29.4                      | 13                  | 7 (54%)                | 2 ( 2)          | 4                                   | 使用不能           | 100             |
| 中央  | 56,000      | 107       | 4.1                       | 9                   | 2 (22%)                | 6 ( 5)          | 5                                   | 一部可能           | 147             |
| 兵庫  | 53,000      | 1,038     | 45.1                      | 11                  | 6 (55%)                | 3 ( 2)          | 5                                   | 使用不能           | 104             |
| 長田  | 53,000      | 4,814     | 218.8                     | 13                  | 11 (85%)               | 2 ( 1)          | 5                                   | 使用不能           | 93              |
| 須磨  | 66,000      | 432       | 27.0                      | 7                   | 4 (57%)                | 1 ( 1)          | 4                                   | 使用不能           | 129             |
| 垂水  | 87,000      | 6         | 1.0                       | 0                   | 0 ( 0%)                | 0 ( 0)          | 4                                   | 使用不能           | 77              |
| 北   | 71,000      | 2         | 2.0                       | 0                   | 0 ( 0%)                | 0 ( 0)          | 5                                   | -----          | 259             |
| 南   | 63,700      | 1         | 1.0                       | 1                   | 0 ( 0%)                | 1 ( 1)          | 3                                   | 使用不能           | 356             |

\*ばや火災で事後に消防機関に報告されたものを除く(1995年11月現在のデータ) \*\*消防団のポンプ車を含む

これをさらに区別にみれば、垂水、北、西の3区は少なくとも火災に関しては大きな被害はほとんどなく、地震直後の署別運用の時点では余裕があったと見てよい。これらの3区を除いて考えると、同時多発火災62件に対して出動可能なポンプ車隊数は、火災件数を遥かに下回る28隊しかなかったことになる。つまり、1件の火災に対して消防隊1隊が出動するという計算でも単純な計算として、34件の火災にはすぐには対応できなかったのである。

市街地条件において延焼危険上最も不利な条件にあった長田区は、火災発生件数と消防隊数のバランスという視点でみても、予備車も含めた消防ポンプ車数5台に対して発災直後に発生した火災件数はこれを大きく上回る13件であった。実際には、長田区では消火栓は使用不能であり、防火水槽も不足していたのであるが、仮に消防水利が足りていたとしても、発災直後には消防署管内だけの消防力による対応を迫られる以上、当時の長田区においては市街地延焼火災の発生は避けられない状況であったといっても過言ではない。

## ◆「自助・共助」を唱えるならば平常時に自助・共助を育てる努力を

南海トラフ地震、都市直下地震のいずれにせよ、阪神・淡路大震災で経験したように現有の消防力を上回る同時多発火災が発生した場合、初期段階で消火できなかった火災が市街地延焼火災となって成長拡大していくことは、今後も起こり得る事態であり、起こっても不思議ではない。市域に木造密集市街地がある限り、神戸市の長田区で起きたことが自分たちの地域では起きないという保証はどこにもないことを自覚する必要がある。

市街地延焼火災の局限化のためには、本来は道路の拡幅や沿道の不燃化による延焼遮断帯の構築や、木造建物密集市街地の再整備という根本的対策を進めることが必要である。ただし、この実現には、予算面でも住民合意形成の面でも、また建設の上でも気の遠くなる努力と時間が求められる。しかしながら、都市防災という根幹的なハード対策の推進には即効薬も特効薬もないのである。仮に、現在の我々が生きている間に完成しなくても、子や孫の世代に受け継いで時間をかけて一步一步地道に進めていく以外に近道はないことをまずは肝に銘ずるべきである。

もちろん、その一方で、明日起るかも知れない都市直下地震や南海トラフ地震に備えて、少しでも火災リスクを軽減するための身近にできる対策の検討も必要である。たとえば、様々な耐震装置付き機器の使用、マイコンメータや感震ブレーカーなどの設置による出火防止の努力、消火器や消火水の備え、住宅の耐震化、家具転倒防止などは各家庭でも行える効果的な防災対策である。また、地域では、消防団、自主防災組織等の活性化、地震時にも使える消防水利の確保と住民が使える可搬ポンプやスタンドパイプのような消火器具の整備と習熟などが地域防災力向上にとって重要である。

ところで、「自助・共助・公助」というのは、現在、防災のキーワードになっていて、ほとんどの自治体は「自助、共助で災害に備えましょう」と謳っている。しかし自助・共助と言いながら、実際には、可搬ポンプもスタンドパイプも地域には配られていないところのほうが多いのが現実である。流行り言葉のように「自助・共助・公助」というのは容易いが、私はやはり公助が先だと思う。本来は、「公助・共助・自助」と言うべきであろう。もちろん、確かに大規模地震などの発災時には、同時に多数の災害事象が発生するので、公の手が足りなくなり、公助を期待して待っていたら、自分の命や町を守れないかもしれない。だから自助・共助が必要だということである。

しかしながら、公の側が自助・共助を住民に対して強調するのであれば、当然のことながら平時の間に一生懸命に、自助・共助を育てる努力を行なうべきである。発災時は確かに物理的に手が足りないであろうが、平常時には、時間も人も足りているし、まだまだやれることが沢山あるはずだ。たとえば、発災時を想定して具体的な手立てを考え、各町内会に可搬ポンプやスタンドパイプ、あるいは救助用具などを配り、ちゃんとメンテナンスをしつつ日頃から住民への指導や訓練の援助をする。そこまでやってこそその自助・共助だと思うのである。問題は、公の側が現在、そうした努力を十分に行なっているかであり、ぜひとも実施してもらいたい。

今は、団塊世代が退職年齢に達し、地域に戻りつつある時代である。このような方々がもっと地域防災活動に参加できるように工夫してはどうか。さらにいえば、消防職員の団塊世代も今や大勢退職されているわけであるから、そうした方々が地域に戻り、地域防災をリードできるような環境づくりもおおいに検討する価値があるのではないだろうか。

## 引用文献

- 1) 関沢愛、座間信作：地震被害は何によって左右されるか—わが国特有の古くて新しい問題、[SAISMO] 平成 15 年 2 月号（通巻 73 号）、pp.2-4、地震予知総合研究振興会、2003。

# 初期消火器具の普及啓発事業 ～自助共助による地域消火力の向上～

横浜市消防局予防部 予防課

## はじめに

東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害を及ぼした東日本大震災の発生から4年半が経過しました。

東日本大震災では、被災地自治体の多くが行政機能に壊滅的なダメージを受けました。想定していなかった現実を目の当たりにし、多くの国民が、大規模地震発生時の行政機能（公助）の限界を認識し、また、自らの防災力や地域における連係力（自助・共助）といったソフトパワーの重要性を強く痛感されたのではないのでしょうか。

平成26年版防災白書の「国民の重点を置くべきと考えている防災対策」のアンケート結果では、25年度は14年度より「公助に重点を置くべき」が減少し、「自助、共助、公助のバランスが取れた対応をすべき」が大幅に増加するなど、認識の変化が顕著に表れています。（図1参照）

震災の復興に向けた長い道のりを覚悟しながら、今なお避難生活を余儀なくされている被災者が数多くいらっしゃいます。その一方で、民間企業が昨年末実施した防災意識調査結果では、4人に1人が「自然災害に対する防災を意識していない」と回答し、また、「意識している」との回答は、年齢層は低くなるほど減少しています。まさに「喉元過ぎれば熱さ忘れる」。平穏な時の経過とともに災害への危機意識の風化、低下傾向が憂慮されます。（図2参照）

横浜市では、必ずやってくる大地震を乗り越えるために、地域防災力の向上と被害を軽減させる減災社会の実現に向けて、各部局がさまざまな震災対策事業を推進しています。

本稿では、消防局が推進する自助共助の向上を目指す初期消火器具の普及啓発事業を紹介させていただきます。

図1.国民の重点を置くべきと考えている防災対策

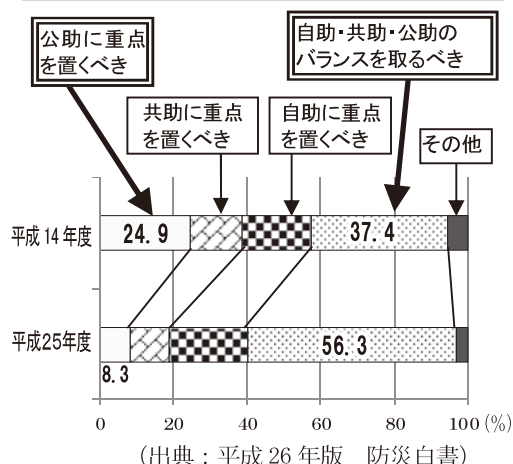
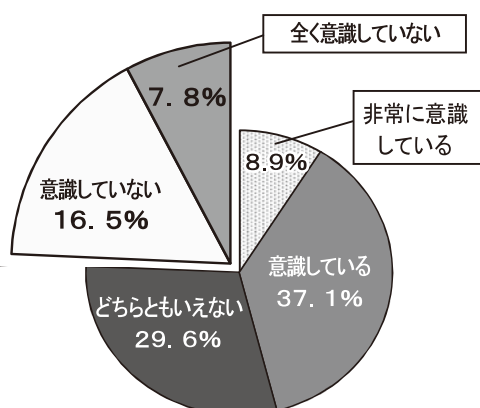
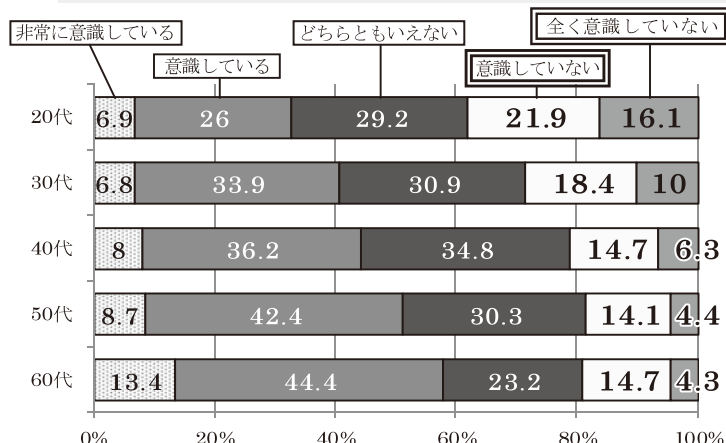


図2. 防災意識調査結果

自然に対する防災について、日頃から意識していますか？



自然に対する防災について、日頃から意識していますか？（年代別）



(出典：株式会社ゼンリン 「防災意識調査2014」)



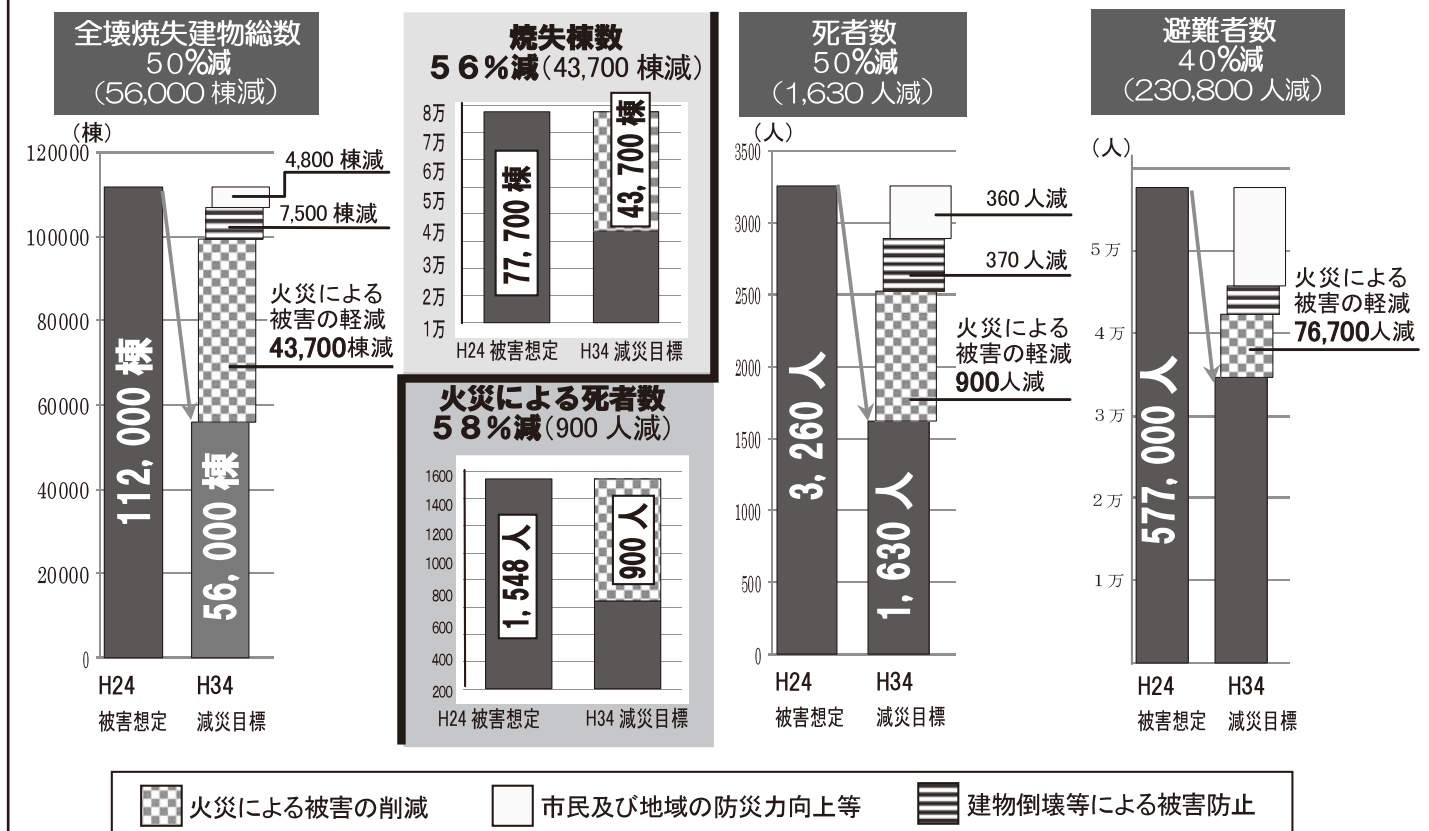
## 横浜市の減災目標と火災対策

東日本大震災を踏まえた国の防災基本計画に「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し、対策を推進する」ことが規定され、本市では、学識経験者やライフライン事業者等を交えて地震被害想定を抜本的に見直し、平成 24 年 10 月に「横浜市地震被害想定」を公表しました。また、その 10 年後となる 34 年度までに人的被害を半減させるなどの目標を「減災目標」として横浜市防災計画に明記しました。さらに、目標達成に向けた取組を体系化した「横浜市地震防災戦略」を策定し、25 年 4 月から運用を開始したところです。

今回の横浜市地震被害想定の大きな特徴の一つは、火災による死者 1,548 人、焼失棟数約 77,700 棟と、これまでの被害想定を大きく上回る数値が算出されたことです。そこで、地震火災対策における減災目標として、火災による死者数 58% (900 人) の減少、焼失棟数 56% (43,700 棟) の減少を設定しました。また、アクションプランである横浜市地震防災戦略を策定し、木造住宅密集市街地など地震による火災の延焼被害が大きい地域を中心に、ハード対策（建物の不燃化や延焼遮断帯の形成など）とソフト対策（出火防止対策や初期消火対策など）の両輪で火災対策を推進することにしました。

消防局では、ソフト対策を中心に取り組んでおり、その一つとして、自助と共助による地域初期消火力の向上を目指し、市民の皆様が容易に取り扱える初期消火器具等の設置普及の取組みを展開しています。

図 3. 横浜市の地震被害 平成 34 年度までの減災目標





## 初期消火器具の設置普及

### ●初期消火器具

「初期消火器具」と言われると、どのようなものをイメージされますか？多くの方は、消火器やスプレータイプの消火器具を思い浮かべるのではないのでしょうか。もちろん消火器なども操作が簡単で初期消火に有効ですから、各ご家庭に設置していただきたいのですが、残念ながら使用時間が限られてしまうという弱点があります。

そこで、下枠にご紹介する「初期消火箱」や「スタンドパイプ式初期消火器具」です。これは、消火栓にホースを直接つないで消火するタイプのもので、強力な水圧と放水の持続性（もちろん消火栓の有効時に限られますが）が武器であり、消火器以上の消火能力を有する道具です。

しかし、「消火栓がどこにあるのか知らない」「自分たちには使えないだろう」といった住民の声が多く聞かれました。そこで、昨年度から、消防局を挙げて初期消火器具の有効性と取扱いの容易性をアピールし、地域への設置促進を図っています。また、自治会町内会等に設置費用の一部を補助する事業も展開しています。

### 初期消火器具とは

初期消火器具とは、地域住民の方が、消火栓に直接ホース等を接続し、初期消火を行うための消火器具一式を総称したもので、固定式のものと、移動可能な可搬式のものがあります。

震災時の同時多発火災、平時でも消防車両が進入できない道路狭隘地域など、消防隊の到着が困難な場合に、延焼火災を防ぐのに有効な消火器具です。



放水の模様

#### ◆固定式初期消火器具（初期消火箱）

消火栓の直近に、初期消火箱を固定設置します。消火栓にホースを直接接続し、初期消火を行うために必要な器材を収納しています。



消火栓に  
ホースを接続  
した模様



初期消火箱例



収納物

#### ◆可搬式初期消火器具（スタンドパイプ式初期消火器具）

消火栓に直接接続し初期消火を行うために必要な器材を台車に積載した、移動可能な消火器具で、女性や高齢者でも容易に搬送し、取り扱うことができます。

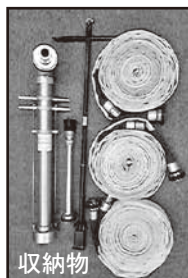
消防車両が進入できない道路狭隘地域でも、火元直近の消火栓を活用した有効な消火活動ができます。（木造住宅の3階まで有効放水ができます。）



箱型台車例



前面扉開放時



収納物



台車例



台車を収納する箱例



消火栓にスタンド  
パイプ等を接続  
した模様

## ●初期消火器具の設置事業の経緯

近年、地震火災対策の一つとして、各自治体が設置普及に力を注いでいます。

実は横浜市における初期消火器具の設置経緯を振り返ると、昭和 27 年まで遡ることになります。

財団法人横浜市防火協会（以下「協会」という。）の事業として、初めて同年 7 月に、市内 14 か所に初期消火箱が設置されました。その後も、協会により平成 22 年までに、市内に 939 基が設置されました。

協会は 23 年 11 月末日で解散しましたが、消防局では初期消火器具の設置普及事業の存続が必要と判断し、「初期消火器具等設置費補助金交付要綱」を制定し、さらなる設置拡大を目指し事業を開始しました。

25 年度から、横浜市地震防災戦略の制定に合わせ、当該要綱の一部を改正し、自助共助の高まりを喚起できるよう設置条件を変更するとともに、より操作性の高い移動式のスタンドパイプ式初期消火器具を補助対象器具に加えるほか、補助率及び予算額を大幅に引き上げ、現在に至っています。

### 平成25年「初期消火器具等設置費補助金交付要綱」の改正について

平成 25 年度 4 月に横浜市地震防災戦略が制定され、地震火災対策を重点に取組むため、初期消火器具の設置対象条件等を変更しました。

#### <昭和27年～平成24年までの設置(補助)条件>

- ◆消火栓が設置されている地域
- ◆家屋が密集し消防署所から遠隔となる地域
- ◆道路狭隘のため消防車両の進入困難な地域
- ◆火災延焼拡大のおそれのある地域



#### <現在の設置(補助)条件>

- ◆消火栓が設置されている地域
- ◆家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれのある地域
- ◆初期消火器具等を整備し、取扱い訓練等を定期的実施する地域

#### <平成23年～平成24年までの補助率>

- ◆初期消火器具等の整備経費の2分の1
  - ◆上限80,000円
- ※平成22年までは地域に無償で貸与していた。



#### <現在の補助率>

- ◆初期消火器具等の整備経費の3分の2
- ◆上限200,000円

参考：財団法人 横浜市防火協会とは

市内における、防火思想の普及徹底、消防力強化に対する援助、消防士気の高揚を図り、社会公共の安全と市民の福祉増進に寄与することを目的とした団体です。昭和 24 年 11 月 17 日に設立され、公益法人改革に伴い団体の存続が検討され、平成 23 年 11 月 30 日に解散しました。

## ●初期消火器具等の設置補助事業実績（平成 25 年度以後）

平成 25 年度      19 基

平成 26 年度      69 基

平成 27 年度は 100 基設置予定（8 月 31 日申請受付期限）

## ●コンビニエンスストアとの初期消火器具設置協力協定の締結

初期消火器具設置補助事業を展開する中、設置を希望されている自治会町内会から「市街地の木造密集地域では設置場所（空地）が見つからないので、見送らざるを得ない」といった声が多数寄せられました。

そこで、消防局は横浜市内のコンビニエンスストア各社に設置協力を打診。本年3月、趣旨にご賛同いただいた8社と本市との間で設置協力に関する協定を締結し、コンビニ店舗への初期消火器具の設置協力が得られる運びとなりました（設置条件あり）。

消防局では更なる設置普及に向けて、**設置にご協力をいただける企業等の拡大**に努めているところです。

## ●初期消火器具の奏功事例

地域の方が協力して、**消防隊が到着する前に**、初期消火器具を使用して**初期消火を実施**し、被害を最小限に抑えた最近の事例を紹介します。

### 事例1 専用住宅火災「一人で搬送・消火準備」

専用住宅から出火した火災で、近隣住民1名が火災現場から100m程離れたところから、初期消火器具一式を火元付近の消火栓まで一人で搬送し、ホースを延長。通行人に協力を要請し、消火栓のバルブを開けてもらい、消防隊到着前に放水活動が行われました。

### 事例2 共同住宅火災「消防隊員との連携放水」

共同住宅から出火した火災で、近隣住民3名が協力し、出火場所付近に設置されていた初期消火箱内のホースを延長、消火準備が完了すると同時に消防隊が到着し、地域住民と消防隊員の協力による放水活動が行われました。（この放水活動実施中に消防隊は消防車からの消火準備を実施しました。）

### 事例2 専用住宅火災「経験者のリーダーシップ」

専用住宅から出火した火災で、近隣住民3名による初期消火箱を使用した放水活動が行われました。3名の内、初期消火器具の訓練経験者は1名でしたが、経験者の適切な指示によりホース延長から放水までの活動が迅速に行われました。

## おわりに

初期消火器具は、地震火災対策の一つの取組みとして設置普及を図っているものですが、もちろん平時の火災にも非常に有効であるということは、上記の、初期消火器具の奏功事例を見てもお分かりかと思います。

現在、市内全ての自治会町内会（約3,000弱）に、最低1基の初期消火器具の設置を目標に設置普及に取り組んでいますが、取扱方法の普及啓発も重要な課題です。そのため消防局では、中学生以上の方を対象に様々な機会を捉えて取扱訓練等を実施しています。

「初期消火器具のことを知らなかった方」「知っているけど取扱方法は知らない方」等々、地域で行われる自治会町内会の防災訓練等にお出かけください。見て、触れて、簡単に取扱いえることを実感してみてください。その体験が、皆さんの大切な「ご家族・ご自宅」そして「地域」を守ることに繋がります。

地域防災力の向上を図るためには、地域住民の共助だけではなく、地域の一員である事業所と地域との「共助（連携）」も重要です。地域との共存共栄を目指し、地域防災について積極的なご支援を今後もよろしくお願いいたします。



# 平成26年度防災功労者表彰

平成 27 年 6 月 25 日 (木) に開催された平成 27 年度定時総会の席上、次の方々が平成 26 年度防災功労者表彰を受賞されました。

| 行政 区 別 | 受 賞 者 名                         |
|--------|---------------------------------|
| 鶴 見    | 麒麟ビール株式会社 横浜工場                  |
| 神奈川    | 日本製粉株式会社 横浜工場                   |
| 西      | 株式会社相鉄ビルマネジメント 代表取締役社長 千原 広司    |
| 中      | 日成建設株式会社                        |
| 南      | 有限会社 新美商会 新美 政平                 |
| 港 南    | 株式会社 大津スイミング企画 代表取締役 大津 政美      |
| 保土ヶ谷   | 株式会社 金原 代表取締役 金原 正和             |
| 旭      | 株式会社 横浜ドライ 代表取締役 佐々木 守雄         |
| 磯 子    | 株式会社 IHI 横浜事業所 事業所長 鈴木 健        |
| 金 沢    | 協同組合横浜マーチャндаイジングセンター 理事長 鈴木 信晴 |
| 港 北    | 株式会社 横浜アリーナ                     |
| 緑      | 株式会社横浜 LIXIL 製作所                |
| 青 葉    | 株式会社 青葉防災 代表取締役 水戸 幸宏           |
| 都 筑    | 城田地所株式会社 代表取締役 城田 栄一            |
| 戸 塚    | 大洋建設株式会社                        |
| 栄      | 關 昌憲                            |
| 泉      | 株式会社 啓愛社 人事総務部 課長 久良知 秀郎        |
| 瀬 谷    | 株式会社 柳沼建設 代表取締役 柳沼 芳光           |

(敬称略)



平成26年度防災功労者の皆さん  
石井会長(前列中央)と共に記念撮影



# 公益社団法人横浜市防火防災協会からのお知らせ

## ■会員を募集しています!!

市民、企業及び事業所の自主防火防災意識の高揚と自主防災体制の強化確立を図り、市民、企業及び事業所と協力して横浜市の安全と安心の実現に寄与することを目的とします当協会に是非ご入会ください。

### 正会員

入会金：10,000 円  
年会費：12,000 円

### 賛助会員

入会金：5,000 円  
年会費：6,000 円

【お問い合わせ先】

総務課 電話 714-0920 FAX 714-0921

## ■防災コンサルティング課は 事業所の「防災管理」を総合的にアドバイスします!!

### 事業内容

- ☆ 防災管理点検結果報告書の作成
- ☆ 防火対象物点検結果報告書の作成
- ☆ 防火防災消防計画の作成業務
- ☆ 防火防災消防計画P D C A（見直し）の作成業務
- ☆ 幹部社員・従業員等への防火防災研修会
- ☆ 社会福祉施設の防火管理・消防訓練・職員への防火防災研修会

### 消防計画(消防法第8条及び第36条)を見直しませんか！

震災対策について定期的な訓練を通じて、消防計画の見直しが必要です。当協会がお手伝いします！

社会福祉施設における「防災訓練」の企画、実施、評価について、  
横浜市防火防災協会の専門家がお手伝いします！！

### 火災・地震発生！そのときあなたは？

- 一人で、入所者を避難させられるか、心配だ…
- 入所者全員の救出が必要だが、誰から避難させるのか…
- 初期消火と避難のどちらを優先するのか…
- バルコニーに避難させることは安全か…
- 部屋の扉は開けたままで避難するのか…

これらの『答え』は施設のリスクマネジメントとして重要です。  
皆さまの施設に適応した防災計画を作成提供いたします！

【ご用命・お問い合わせ先】

防災コンサルティング課 電話 714-0929 FAX 714-0921



自動火災報知設備  
各種消火・放送設備  
設計・工事・保守・総合防災

## 平山防災設備株式会社

■本社 〒241-0021 横浜市旭区鶴ヶ峰町1-35-36  
電話 (045) 953-2727 番 (代表)  
■箱根営業所 〒250-0311 足柄下郡箱根町湯本321  
電話 (0460) 5-6657 番  
■平塚支店 〒254-0014 平塚市四の宮6-11-50  
電話 (0463) 55-5741 番



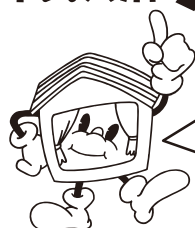
## 清新防災株式会社

消防用設備の保守点検・改修工事  
消火器の購入・詰替・ハイキ処分  
防災用品・避難用品の購入  
お気軽にお問い合わせください。

〒240-0043 横浜市保土ヶ谷区坂本町314-26  
TEL 045-332-2750  
FAX 045-334-3725

よこはま  
市民共済

## 火災共済



16種類の安心を  
お届けします!

横浜市民共済生活協同組合

フリーダイヤル

0120-073-203

横浜市民共済

検索

## ◆地下埋設タンク・配管の 気密漏洩検査

(財団法人 全国危険物安全協会 第14012号)

◆産業廃棄物の処理・再生  
各種タンク・ピットの清掃工事  
(弊社でリサイクル可能な廃油は買取り致します)

《ISO14001認証取得》



## 三美興産株式会社

〒223-0059 横浜市港北区北新横浜1-9-2  
TEL 045-549-3551  
FAX 045-548-2102

消防用設備一式 設計・施工・販売・修理・点検

|          |           |
|----------|-----------|
| 消火器      | 漏電警報器     |
| 自動火災報知設備 | 屋内消火栓設備   |
| 避難器具     | スプリンクラー設備 |
| 非常警報設備   | 誘導灯       |

株式会社



## 東横防災商事

〒226-0016  
横浜市緑区霧が丘4丁目2-3-206

☎(045)921-1244

FAX(045)923-0677

## 横浜油材株式会社

〒245-0018 横浜市泉区上飯田町1465番地2  
代表取締役 伊藤 洋和  
TEL: 045-803-3508(代) FAX: 045-803-3594

業務内容は下記のとおりです

- 石油部: A重油・灯油・重機燃料・オイル他(ご注文即日配達主義)  
上飯田油槽所: 地下タンク300kℓ・タンクローリー12台
- 洗剤部: クリーニング用洗剤および資材全般・工業薬品全般  
ボイラーの販売および設置工事 \*キャラバン車 4台
- 工部部: 危険物工事設計施工および解体工事一式・消防申請業務一切  
(オイルタンク・地下タンク・貯蔵庫他)  
(小規模危険物工事(新設・改造・解体)は自信あります  
是非当社にご相談下さい。安く出来ます)
- 中古油機部: 中古タンクローリー売買(ご一報・即刻参上)  
中古油機(計量機)売買・古物商免許(泉第5-22)

# 『消防訓練』を無料でサポートします

防火管理者を取得されております事業所等は、消防計画に基づき  
年2回以上の消防訓練が義務づけられております。

- ◆ 訓練用水消火器を使用しての取扱い説明
- ◆ 放射袋を用いての粉末消火器（弊社にて持参）の放出試験
- ◆ 新入社員に対してビデオ及び教材を使用しての教育



防災意識向上の為、費用は一切かかりませんので  
遠慮なくご下命下さい

当社製造品ラインナップ



■保守点検のご依頼・お見積りはお気軽に…

**株式会社 マルヤマ**

〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-1-40  
TEL 045(761)4317代 FAX 045(761)5068  
sakaguchi@maruyama119.co.jp

横浜市防火防災協会会員の皆様へ

創業52年の信頼と実績

私たちにお任せください!!

**消防設備**に関する**プロ集団**

**点検**

**工事**

**修理**

**販売**

**オフィス防災**

大切な従業員を守る！  
オフィスで備える防災用品をご提案いたします。

古い消火器の交換は…その日のうちに設置・回収！  
”出張料無料”でお伺いいたします！

**消火器取替え隊**

↓↓↓↓↓↓ お気軽にお問合せください！ ↓↓↓↓↓↓



**0120-963-890**

消火器・消防設備点検の事ならお気軽にお問合せ下さい！

**横浜消火器株式会社**

<http://www.hinoyojin.com/>

〒235-0002 横浜市磯子区馬場町 1-48  
E-mail: shop@hinoyojin.com



消防界の今日を創り、  
明日を拓く

## 消防団サポートブック

消防団員実務研究会 編集

◆ポケット判(外寸:130mm×80mm)／ダブルリング製本

◆オールカラー／40頁 ◆定価(本体800円+税)

**消防団をサポートする画期的なグッズが登場!**

いつでもどこでも見られて安心。

ポケットサイズながら、火災活動のモデル、応急手当や安全管理など、消防団の活動内容を網羅しています。



家庭防火  
マニュアル



## 家庭防火 マニュアル

◆B5判 ◆オールカラー／24頁 ◆定価(本体115円+税)

**住宅火災による犠牲者を出さないために!**

ちょっとした不注意で引き起こされる住宅火災。

出火原因別の予防対策に加え、“もしも”のときの対応策を親しみやすいイラストで説明しています。

## しょうた 消太くん・みずきちゃんとまなぶ ひのようじん

幼年者防火研究会 監修

◆A5判 ◆オールカラー／16頁 ◆定価(本体100円+税)

**火遊びの怖さを教える教育絵本!**

5歳以下の幼児を対象に、火の大切さや危険性をクイズ形式で教える小冊子。

幼稚園・保育園での指導用や消防署の広報用として最適です。



東京法令出版 株式会社

お申込みは  
こちらから

◆インターネットでお申込み  
☞ <http://www.tokyo-horei.co.jp/>  
(※最新情報等もホームページをご覧ください。)

◆電話でお申込み  
0120-338-272  
(※携帯電話からもお申込みできます。)

◆FAXでお申込み  
0120-338-923

### 公益社団法人 横浜市防火防災協会

〒232-0064 横浜市南区別所一丁目15番1号 BML横浜ビル2階

□ 総 務 課 TEL 045(714)0920 □ 講 習 課 TEL 045(714)9909  
□ 防災コンサルティング課 TEL 045(714)0929 □ 救 命 講 習 受 付 TEL 045(714)9911

FAX 045(714)0921

URL <http://www.ydp.or.jp/>